

### ③番 国民健康保険窓口

大学や専門学校などへの進学により、家族と住所を別になっている場合は、『**学**国民健康保険被保険者証』を交付しますので、届出を行ってください。また、卒業した場合も忘れずに届け出てください。

- 持参する書類 学生証または在学証明書の写し、保険証、印鑑
- ※対象者の現住所及び在学する学校の名称・所在地を控えてきてください。

### ②番 国民年金相談窓口

20歳以上の学生や自営業などの国民年金第1号被保険者の方が納める平成25年4月からの保険料は月額15,040円です。保険料を納めないでいると老後の年金だけでなく、障がい者や遺族になったときの保障も受けられなくなってしまいますので、忘れずに納めるようにしましょう。

また、所得が少ない、お仕事をやめたなどの理由で保険料の納付が困難な方は、「免除制度」をご利用ください。免除申請がお済みでない方はお早めに申請してください。

- 免除の種類と期間
  - 学生納付特例 免除期間 平成25年4月～平成26年3月
  - 一般免除 (全額免除、若年者納付猶予(30歳未満の方)、4分の3免除、2分の1免除、4分の1免除) 免除期間 平成25年7月～平成26年6月
- 必要なもの
  - ・窓口に来られる方の年金手帳または免許証等の公的な身分証明書、学生証または在学証明書の写し(学生納付特例申請の場合)
  - ・申請者の印鑑



### 住民票や印鑑証明書などの証明書は 窓口延長時や保健福祉センターでも発行しています

- 役場①番窓口 月～金曜日(祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時15分 毎週火曜日・木曜日(祝祭日を除く)は午後7時まで窓口を延長しています(証明書の発行のみ)
- 保健福祉センター窓口 住民票謄・抄本、戸籍の証明書、印鑑登録証明書、税務関係証明書の交付 月～金曜日(祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時

### 町ホームページから届出様式をダウンロードすることができます



各種届出の詳しい説明や様式は町ホームページトップページ⇒「届出・証明」をご覧ください。

### 電話予約による休日受け取り

月～金曜日(祝祭日を除く)午前8時30分～午後5時までに住民税務課住民グループ(☎662-2598)に電話予約していただければ、土・日・祝日に役場宿直室で住民票謄・抄本、印鑑登録証明書、税務関係証明書をお受け取りいただけます(戸籍は除きます)。

- 受け取り時の持ち物 印鑑、手数料、運転免許証等の顔写真付身分証明書など、印鑑証明書の場合は印鑑登録証

### ①番 戸籍・住民窓口

### 住所や世帯に変更がある時は、 住民異動届をお忘れなく

住所は実際に住んでいるところに登録します。居住しているところが変わる時は届出が必要です。

また、世帯主を変更するなど、世帯の内容に変更があった時も届出が必要です。

- 手続き場所 役場住民税務課①番窓口

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの
転入届	中山町に住み始めた日から14日以内	◎窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証、住基カード、パスポートなど。お持ちでない場合は、保険証、預金通帳、年金手帳などを2つ以上)
転出届	他市区町村へ異動する前	◎印鑑
転居届 (中山町内での異動)	住み始めた日から14日以内	◎転出証明書(転入届のとき) ◎印鑑登録証(転出届のとき) ◎国民年金手帳(加入者) ◎国民健康保険証(加入者) ◎後期高齢者医療被保険者証(該当者)
世帯内の変更届	世帯主変更届、世帯分離届、世帯合併届 変更があった日から14日以内	◎印鑑 ◎国民年金手帳(加入者) ◎国民健康保険証(加入者) ◎後期高齢者医療被保険者証(該当者)

※「世帯」とは「居住と生計をともにする社会生活上の単位」をいいます。  
※「世帯主」とは「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者」です。

※同じ世帯の方であれば、届出することができます。届出する人が同じ世帯でない場合は、本人からの委任状が必要となります。

※お問い合わせ・お手続き先  
役場①～③番窓口(住民税務課 住民グループ) ☎662-2593

転入・転出などの異動シーズンです  
住所変更などの届出をお忘れなく